

家庭系パソコンの回収・リサイクルの方法

家庭系パソコンの回収・リサイクルは、「資源有効利用促進法」及び「小型家電リサイクル法」に基づいて行われます。このため回収の方法等は、家電リサイクル法対象品とは異なります。

家庭系パソコンの回収方法は、以下の2つの方法があります。

- ①メーカーなどによる回収
- ②クリーンセンターへの直接持ち込み（※ごみステーションでの収集は行いません）

なお、事業系パソコンについては、事業者による回収リサイクルが行われています。

対象機器

家庭から排出されるデスクトップ本体、ディスプレイ（ブラウン管式または液晶式）、ノートブックパソコン。（※その他一体型になっているパソコンなど）

※購入時の標準付属品（マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど）も一緒に回収します。



●メーカーなどによる回収について

リサイクル料金

平成15年10月以降に販売されたパソコン

排出時には消費者がリサイクル料金を負担することなく、メーカー等が使用済みパソコンを引取ります。（（社）電子情報技術産業協会 PC3R事業参加メーカーの場合）
銘板または銘板周辺に**PCRリサイクルマークの表示があります。**

平成15年10月までに販売されたパソコン

リサイクルに関する費用負担が行われていないため、排出時に消費者がリサイクル料金を負担します。

PCRリサイクルマーク



【回収の申し込み先】

- メーカーがわかっている場合 ➡ 各メーカーの受付窓口
回収するメーカーがない場合 ➡ パソコン3R推進協会（TEL.03-5282-7685）
（自作のパソコンなど）

※詳しくはパソコン3R推進協会のホームページ（<http://www.pc3r.jp>）をご覧ください。